岸和田市立公民館及び青少年会館における活動団体の登録に関する要綱

（目的）

1. この要綱は、岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例（昭和58年条例第３号。以下「条例」という。）第２条に規定する公民館、青少年会館（以下「公民館等」という。）における活動団体の登録について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

1. この要綱において「活動団体」とは、社会教育法第20条に基づき、公民館等と密接な連携を保ち、学習活動により知識・技術の習得を目指すだけでなく、その成果を地域へ還元するとともに、活動を通じて仲間づくりと地域社会に奉仕する精神を育み、もって地域の連帯意識を高めることを目標として活動する団体で、岸和田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の登録を受けたものをいう。

２　「会費」とは、活動団体の運営費など活動団体の会員が支払う費用のことをいい、月謝ではない。

（登録要件）

1. 活動団体として登録されるためには、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。
2. 活動内容等が条例の規定に抵触しないこと。
3. 専ら営利を目的とする事業を行わない、又は営利事業を援助しないこと
4. 特定の政党の利害に関する事業を行わない、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持しないこと
5. 特定の宗教を支持しない、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しないこと
6. 会の名称、会の代表者及び会則（規約）が明確にされていること
7. 団体が民主的かつ自主的に運営され、活動状況が公開されていること
8. 団体の目的に賛同する市民等の入会を広く受け入れる団体であること
9. 団体の構成員が５名以上で、かつ半数以上が市内在住、在勤又は在学していること

なお、常時半数以上の会員が出席し、活動していること

1. 年間の活動計画が明確にされ、継続的に活動していること
2. 会費等で運営し、自主会計が確立されていること
3. 活動内容が指導者が主体となって開く学習塾及び、これに準ずる教室でないこと
4. 指導者に対する謝礼は、会員数に関わらず一定額かつ低額であり、その額は１回あたり12,000円以下であり、会員の総意にもとづくこと
5. 指導者は活動団体の代表者及び役員を兼ねることはできないこと
6. 子ども（幼児～中学生以下）が主たる構成員となる場合は、その保護者も会員となり、子どもに代わり活動団体の運営やその他、館との連絡調整などを担うものとすること
7. 活動団体の名称に特定の流派を冠していないこと
8. 公民館等の中から活動拠点を1館に決めること

（登録申請）

1. 公民館等に活動団体の登録をしようとする者は、教育委員会に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
2. 岸和田市立公民館・青少年会館活動団体登録申請書（様式第１号）
3. 会則又は規約
4. 会員及び役員名簿（様式第２号）
5. 活動計画書（様式第３号）
6. 予算書（様式第４号）

２　前項の規定による申請を受けた教育委員会は、公民館等の効率的運営をはかるため、一般申し込みを配慮しつつ関係書類を審査し、審査の結果を登録認定書で通知する。

（登録の効果）

1. 活動団体は、提出した活動計画書（様式第３号）の活動日に施設を使用することができる。ただし、活動日は、週１回３時間以内とし活動計画書に基づき公民館等の事業に支障のない範囲で、公民館等が決定する。なお、活動団体が本来の目的を達成するため陶芸窯を使用している期間の陶芸室の使用は、この限りではない。

２　活動団体は、活動日の施設使用については岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第4条に規定する公民館等使用許可申請書を提出しなければならない

３　活動団体は、施設を使用する際にかかる使用料について、規則第７条に規定する公民館等使用料減免申請書を提出することができ、教育委員会に承認されれば、免除される。

４　第２項、第３項の規定にかかわらず、教育委員会が特に認める場合は、他の方法で申請することができる。

（遵守事項）

1. 教育委員会の登録を受けた活動団体は、次の号に掲げる事項を遵守しなければならない。
2. 公民館等が実施する各種研修会・事業等に積極的に参加・協力し、その資質の向上に努めること
3. 代表者の変更をはじめ、会員の増減等、活動団体について変更のあった場合は、公民館活動団体変更届（様式第５号）を、すみやかに教育委員会まで届け出ること。
4. 年間最低１回以上市民に向けて、活動内容を反映した体験会、発表会、公開講座もしくは地域に依頼された活動を実施すること（実施回数は全活動回数の一割を目安とする）。ただし活動拠点館で行う体験会、発表会は活動日に含めること。
5. 体験会・発表会等を開催後はすみやかに市民対象活動報告書（様式第６号）を提出すること
6. 活動団体は、建物、備品等は大事に扱い自主的に清掃や整理整頓に努めること

（事業報告）

1. 活動団体は、教育委員会が指定する期日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
2. 活動報告書（様式第７号）
3. 決算書（様式第８号）

（登録期間）

1. 活動団体の登録期間は、毎年4月1日から翌年の３月31日までとする。但し、年度の途中に登録した場合の期間は、当該年度内とする。

２　継続して活動しようとする場合は、あらためて第４条に基づく登録申請を行い登録を受けなければならない。

３　登録期間の途中において登録を廃止しようとする場合は、活動団体登録廃止届（様式第９号）とともに、第７条に定める書類を提出しなければならない。

（登録の取り消し）

1. 教育委員会は活動団体が条例、規則又はこの要綱に違反したと認められるとき、また、活動団体としてふさわしくないと判断した場合は登録の取り消しをすることができる。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和元年11月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の岸和田市立公民館及び青少年会館における活動団体の登録に関する要綱の規定は、令和２年４月１日以後の登録について適用し、同日前の登録に係るものについては、なお従前の例による。

　附　則

　（施行期日）

この要綱は、令和２年11月1日から施行する。

　附　則

（施行期日）

この要綱は、令和４年２月1日から施行する。